

## 小松加賀環境衛生事務組合契約の特例に関する条例施行規則

平成 25 年 3 月 25 日  
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松加賀環境衛生事務組合契約の特例に関する条例（平成17年小松加賀環境衛生事務組合条例第 3 号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約の種類)

第 2 条 条例本則第 4 号に規定する契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の清掃及び警備に関する委託契約
- (2) 施設の設備機器の運転及び保守管理に関する委託契約

(長期継続契約を締結することができる契約の期間)

第 3 条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5 年以内とする。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。